

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和2年8月14日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000001号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000034号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和58年1月26日から同年2月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

昭和58年1月26日から同年2月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和58年1月26日から同年2月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年1月26日から同年2月1日まで

私は、A社に勤務し、昭和58年1月31日に退職した。昭和58年2月分の給与支給明細書から社会保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では被保険者資格喪失年月日が同年1月26日となっているため、資格喪失年月日を同年2月1日とするよう年金記録の訂正請求を求めたが認められなかった。今回、新たに請求期間に係る社内規定の写しを提出するので、厚生年金保険と厚生年金基金の資格喪失年月日の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

前回、請求者は、平成31年1月9日付けで、昭和58年1月26日から同年2月1日までの期間について訂正請求を行っているところ、請求者の勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、既に令和元年5月13日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し請求者は、新たに請求期間に有効な社内規定の写しを提出し、再度訂正請求を行っているものである。

請求者及びB社から提出された請求期間に係る給与支給明細書及び社内規定の写し並びに同社からの回答から判断すると、請求者は請求期間において継続して同社に勤務していたものと認められる。

また、前述の給与支給明細書において、請求者は、請求期間に係る給与の支給を受け、当該給与額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る記録を、昭和58年1月26日から同年2月1日に訂正することが必要である。

また、昭和58年1月の標準報酬月額については、請求者に係るA社における、標準報酬月額の最後の改定が行われた昭和57年8月の記録及び給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かについて不明と回答しているが、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和58年1月26日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したと回答しており、その結果、社会保険事務所は請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2000074 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2000035 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 28 年 7 月 8 日の標準賞与額を 10 万円に訂正することが必要である。

平成 28 年 7 月 8 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 62 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 7 月 8 日

育児休業期間 (平成 28 年 * 月 * 日から平成 29 年 * 月 * 日まで) 中の厚生年金保険料が免除されていた期間に支給された賞与 (支給日: 平成 28 年 7 月 8 日) について、賞与の支給を受けていたが、保険給付の計算の基礎とならない記録となっているので、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された「平成 28 年分賃金台帳」及び「賞与支払明細書」によると、請求者は、平成 28 年 7 月 8 日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

しかしながら、上記の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届は、当該賞与に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、年金事務所に提出 (受付日: 平成 31 年 4 月 5 日) されたことから、請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

一方、請求期間当時、厚生年金保険法第 81 条第 2 項の規定により、厚生年金保険料は被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収することとされているが、同法第 81 条の 2 の規定により、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、同法第 81 条第 2 項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない旨規定されている。

また、当時、事業主が年金事務所に提出した健康保険厚生年金保険育児休業等取得者申出書及びオンライン記録によると、事業主は、請求者の育児休業期間 (平成 28 年 * 月 * 日から平

成 29 年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除に係る申出(受付年月日:平成 28 年 8 月 1 日)を適切に行っていることが確認できる。

したがって、請求期間を含む平成 28 年 7 月については、厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となる期間ではあるが、保険料を徴収しないことになっていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の平成 28 年 7 月 8 日に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、事業主が提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届から 10 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000075号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000036号

第1 結論

請求者のA社における平成28年7月8日の標準賞与額を12万円に訂正することが必要である。

平成28年7月8日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和61年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年7月8日

産前産後休業期間(平成28年*月*日から同年*月*日まで)中の厚生年金保険料が免除されていた期間に支給された賞与(支給日:平成28年7月8日)について、賞与の支給を受けていたが、保険給付の計算の基礎とならない記録となっているので、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「平成28年分賃金台帳」及び「賞与支払明細書」によると、請求者は、平成28年7月8日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

しかしながら、上記の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届は、当該賞与に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、年金事務所に提出(受付日:平成31年4月5日)されたことから、請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

一方、請求期間当時、厚生年金保険法第81条第2項の規定により、厚生年金保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収することとされているが、同法第81条の2の2の規定により、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、同法第81条第2項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない旨規定されている。

また、当時、事業主が年金事務所に提出した健康保険厚生年金保険産前産後休業取得者申出書及びオンライン記録によると、事業主は、請求者の産前産後休業期間(平成28年*月*日

から同年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除に係る申出(受付年月日:平成28年8月1日)を適切に行っていることが確認できる。

したがって、請求期間を含む平成28年7月については、厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となる期間ではあるが、保険料を徴収しないことになっていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の平成28年7月8日に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、事業主が提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届から12万円とすることが必要である。